

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
射場監視装置（その4）の点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁下北試験場 副場長 山口 喜睦 青森県下北郡東通村大字 小田野沢字荒沼18	令和5年8月7日	株式会社アイ・エス・シー・エンジニアリング 東京都新宿区百人町1丁目15番18号	3011101001775	会計法 第29条の3第4項 本件を実施するためには射場監視装置（その4）のシステム全般について機能、性能及び動作回路等の詳細に関する知識を有するとともに関連する校正及び整備技術を有していることが必要不可欠である。上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が株式会社アイ・エス・シー・エンジニアリング1者のみであったため随意契約を行った。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	24,046,000						
気象観測装置(その1)～(その3)の点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁下北試験場 副場長 山口 喜睦 青森県下北郡東通村大字 小田野沢字荒沼18	令和5年8月31日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	4010001008772	会計法 第29条の3第4項 本件を実施するためには気象観測装置（その1）～（その3）のシステム全般について機能及び性能に関する知識を有するとともに関連する点検整備技術を有していることが必要不可欠である。上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が三菱電機株式会社1者のみであったため随意契約を行った。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	10,665,600						
恒温装置（屋内）の点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁下北試験場 副場長 山口 喜睦 青森県下北郡東通村大字 小田野沢字荒沼18	令和5年8月4日	エスペック株式会社 大阪府大阪市北区天神橋3丁目5番6号	7120001059661	会計法 第29条の3第4項 本件を実施するためには恒温装置（屋内）について機能及び性能に関する知識を有するとともに関連する点検整備技術並びに法令に基づく定期点検を実施する資格を有していることが必要不可欠である。上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者がエスペック株式会社1者のみであったため随意契約を行った。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	3,135,000						
弾着監視システムの点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁下北試験場 副場長 山口 喜睦 青森県下北郡東通村大字 小田野沢字荒沼18	令和5年8月31日	株式会社アイティーコスモス 愛知県名古屋市中区栄2丁目4番3号	1180001049076	会計法 第29条の3第4項 本件を実施するためには弾着監視システムについて機能並びに性能に関する知識を有するとともに関連する点検整備技術を有していることが必要不可欠である。上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が株式会社アイティーコスモス1者のみであったため随意契約を行った。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	2,348,500						